

2-4 周辺の教育環境

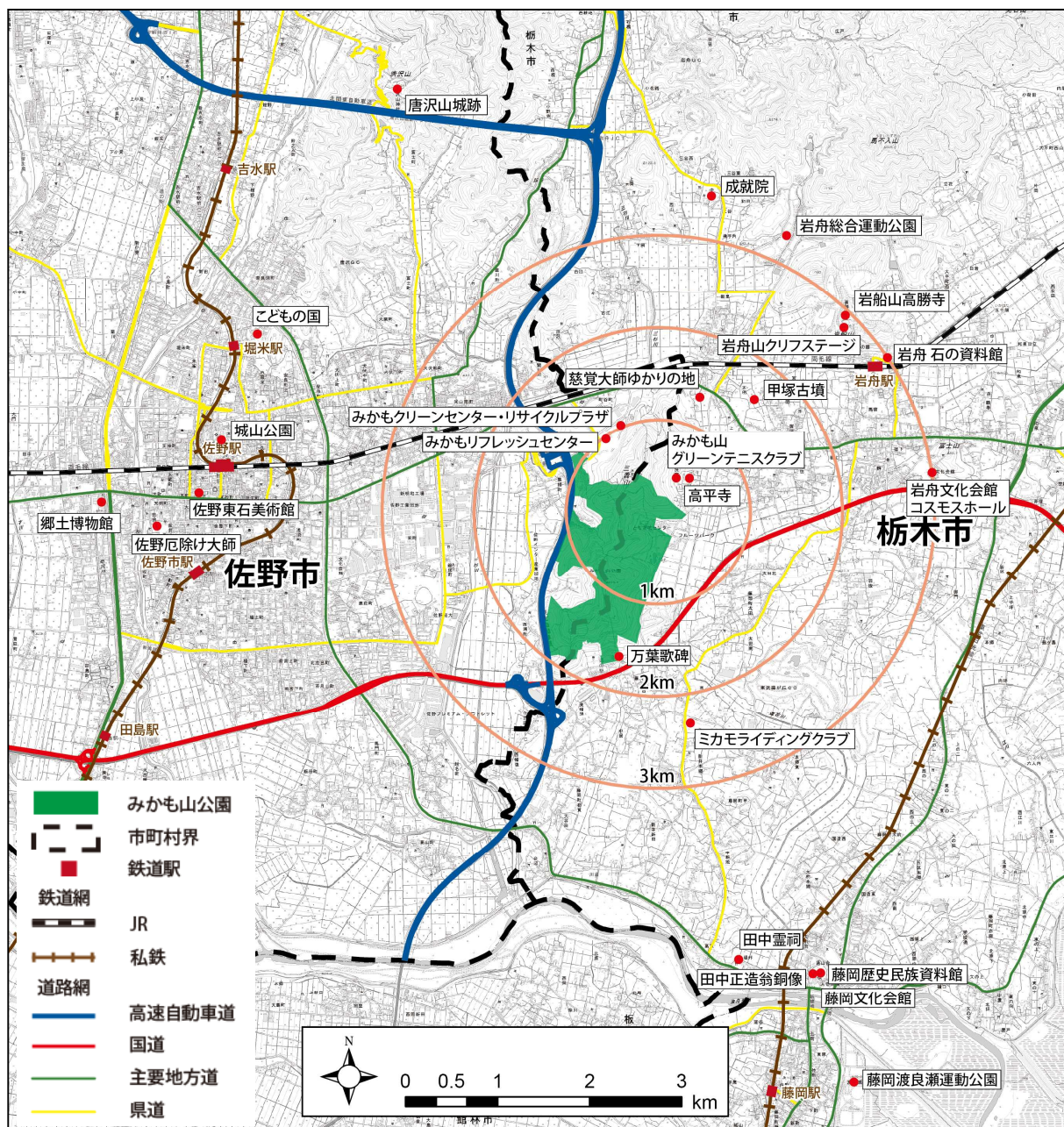
1) 周辺の教育施設・資源

計画地周辺の教育環境を構成する施設及び資源には以下のようなものがある。

図表 2.36 教育環境を構成する施設及び資源

	資源名 及び 施設名	分類
栃木市	慈覚大師ゆかりの地	史跡・寺
	高平寺	史跡・寺
	岩船山高勝寺	史跡・寺
	成就院	史跡・寺
	甲塚古墳	史跡・寺
	岩舟総合運動公園	スポーツ
	みかも山グリーンテニスクラブ	スポーツ
	岩船山クリフステージ	文化
	岩舟文化会館 コスモスホール	文化
	岩舟石の資料館	文化
	田中霊祠	史跡・寺
	田中正造翁銅像	史跡・寺
	万葉歌碑	史跡・寺
	藤岡渡良瀬運動公園	スポーツ
	ミカモライディングクラブ	スポーツ
	藤岡歴史民俗資料館	文化
藤岡文化会館	文化	
佐野市	唐沢山城跡	史跡・寺
	城山公園	公園
	佐野厄除け大師	史跡・寺
	こどもの国	文化
	郷土博物館	文化
	佐野東石美術館	文化
	みかもクリーンセンター・リサイクルプラザ	環境
	みかもリフレッシュセンター	スポーツ

図表 2.37 教育環境を構成する施設及び資源



2) 渡良瀬遊水地

計画地の南東には、我が国最大の遊水地である渡良瀬遊水地があり、広大な敷地に湿地としての環境を保っており、特にヨシ原は本州では最大の面積を誇っている。こうした豊かな環境の中、さまざまな動植物が生育している。

図表 2.38 渡良瀬遊水地にみられる重要種・貴重種

種別	概要
植物	<ul style="list-style-type: none"> ・約 1,000 種類の植物（約 60 種類は国指定の絶滅危惧種） ・全国的には希なトネハナヤスリやエキサイゼリの群生が見られる。 ・他にも、タチスミレやハナムグラ、ヌマアゼスゲ、ノカラムツなどの群生も見られる。
野鳥	<ul style="list-style-type: none"> ・約 260 種の野鳥（58 種は国指定の絶滅危惧種） ・世界的に希少なオオセッカの繁殖地である。 ・冬には、ハイイロチュウヒやノスリなどワシ・タカ類が見みられる。 ・特にチュウヒの越冬地としては日本有数である。
昆虫	<ul style="list-style-type: none"> ・約 1,700 種の昆虫（62 種は国指定の絶滅危惧種） ・ワタラセハンミョウモドキやワタラセミズギワアリモドキ、イタクラキノメイガなど、渡良瀬や周辺地域の名前のつく昆虫が 5 種類いる。
魚	<ul style="list-style-type: none"> ・44 種の魚（円口類のカワヤツメを入れると 45 種） ・栃木県や群馬県にすむ魚（総数 55～62 種）のうち、約 70～80%が見られる。

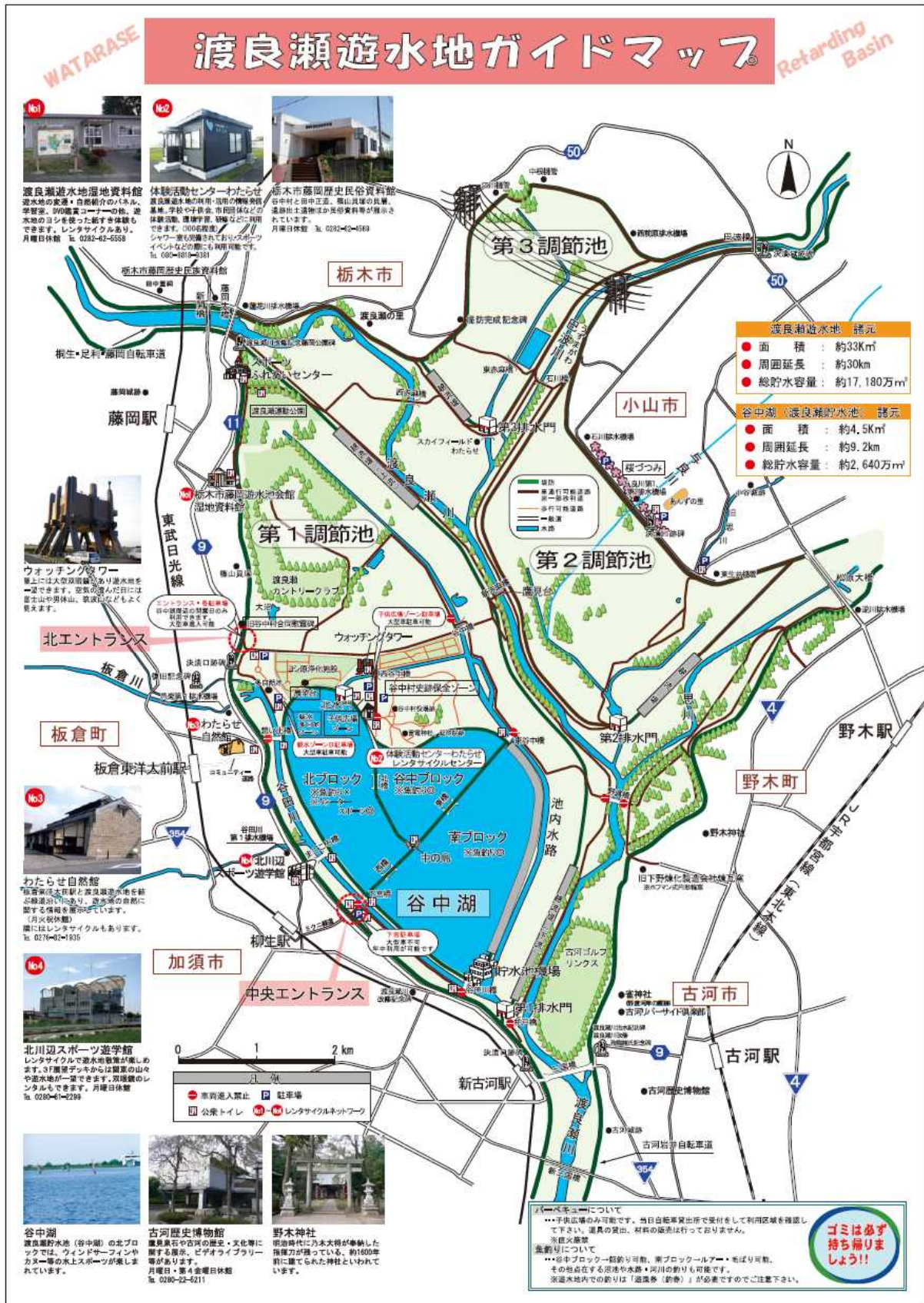
出典) (一財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団

また、渡良瀬遊水地周辺には、さまざまな施設が点在し、アウトドア・スポーツや親水体験の格好の地となっている。

図表 2.39 渡良瀬遊水地周辺の主な施設

施設名	管理者	施設概要
体験活動センター わたらせ	(一財)渡良瀬遊水地 アクリメーション振興財団	<ul style="list-style-type: none"> ・渡良瀬遊水地に関する利活用及び湿地環境に関する情報提供、環境・体験学習支援 ・学習ハウス（50 人）× 2 室
谷中湖子供広場レンタ サイクルセンター	(一財)渡良瀬遊水地 アクリメーション振興財団	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタサイクル、子供広場パーベキュー区域の受付
ウォッチングタワー	国土交通省関東地方 整備局利根川上流 河川事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨシ原浄化施設の管理棟 ・展望台に大型双眼鏡設置
栃木市藤岡遊水池会 館・湿地資料館	栃木市 (一財)渡良瀬遊水地 アクリメーション振興財団	<ul style="list-style-type: none"> ・渡良瀬遊水地に関する情報提供、紙すき体験、レンタサイクル等 ・大会議室（170 人）
藤岡スポーツふれあい センター	栃木市	<ul style="list-style-type: none"> ・藤岡渡良瀬運動公園の管理
栃木市藤岡歴史民俗資 料館	栃木市	<ul style="list-style-type: none"> ・谷中村と田中正造、遺跡等の民俗資料展示
のぎ水辺の楽校	野木町	<ul style="list-style-type: none"> ・渡良瀬遊水地隣接地に遊歩道設置
野木町煉瓦窯	野木町	<ul style="list-style-type: none"> ・ホフマン式輪窯、明治 23 年建築 ・昭和 54 年：国の重要文化財に指定 ・平成 19 年：近代化産業遺産に認定
野木町交流センター (野木ホフマン館)	野木町	<ul style="list-style-type: none"> ・遊水地の自然や煉瓦窯の歴史等についての展示 ・レンタサイクルあり

図表 2.40 渡良瀬遊水地ガイドマップ



出典) (一財) 渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団

2-5 敷地条件

計画地及びその周辺の敷地条件解析図を次頁に示す。

計画地は、栃木市・佐野市にまたがる三轟山の一部を利用した県内最大の都市公園であるみかも山公園の東口広場に近接している。

計画地の東側には下都賀西部広域農道が隣接しているが、みかも山公園内にある建設候補地に下都賀西部広域農道から直接アクセスできる道路等はない。ただし、民地を通過して山道を使いアクセスすることは可能であるが、途中で下都賀西部広域農道を跨ぐ横断橋が老朽化し、かつ狭い幅員であるため、本路線（民地＋山道）の使用は現実的ではない。

また、公園内にはアスファルト舗装された園路が整備されているが、この園路は公園管理車両及び案内を回遊するフラワートレインの専用道として利用されているため、一般車が利用することはできない。このため、新施設へのアクセス道路については、別途用地を確保して新設することになる。

駐車場は、東口広場に整備されている駐車場の利用も考えられるが、公園閉園後は、施錠されるため、閉園後の出入り利用ができなくなることから、本駐車場の利活用は難しい。なお、駐車場の候補地としては、下都賀西部広域農道を挟んだ正面に位置する「いわふねフルーツパーク」に隣接した駐車場・空地の活用が考えられる。

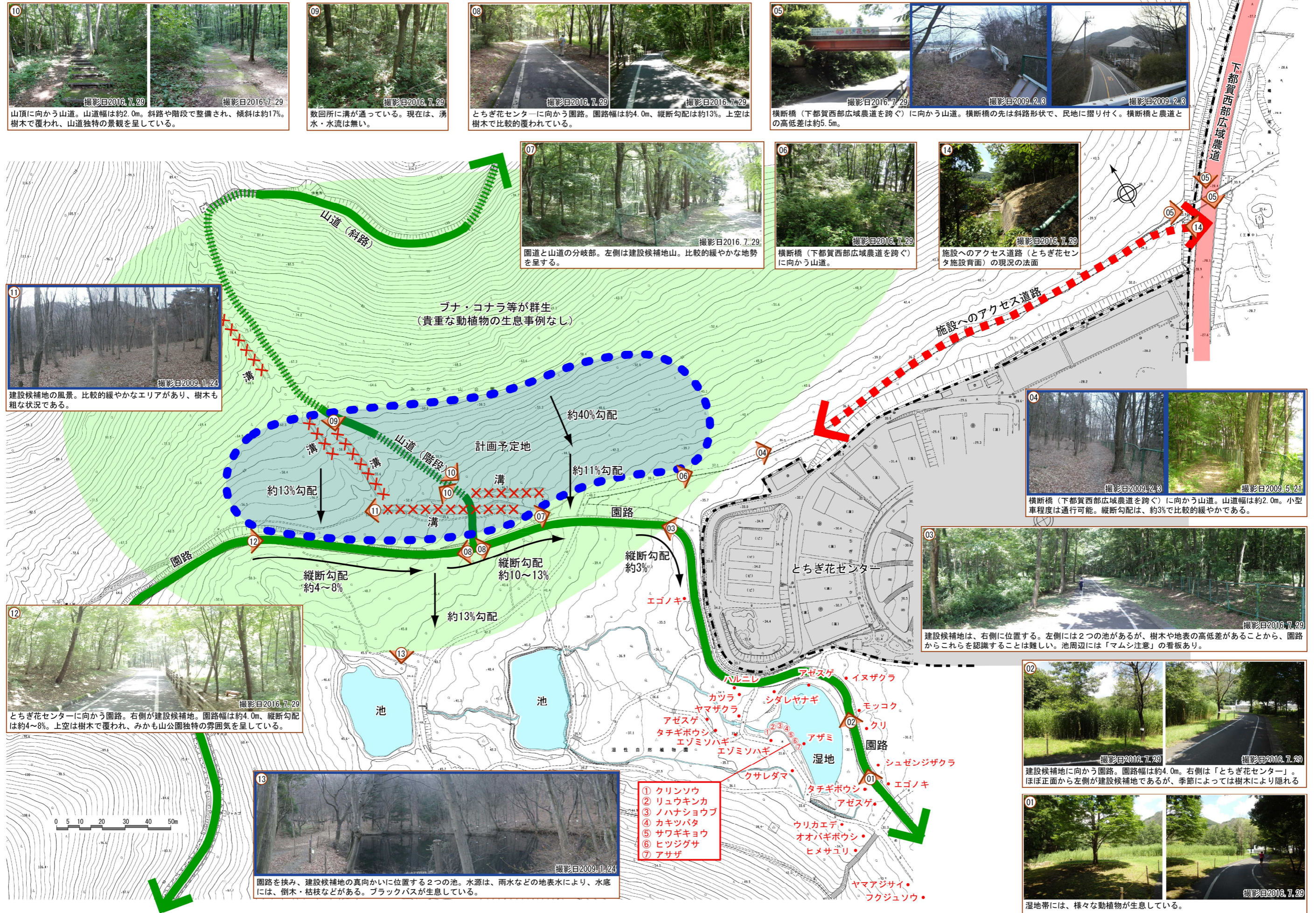
計画地は、公園内の園路沿道のエリアが候補地とされている。平坦なエリアは無いが、比較的緩やかな勾配のエリアが広がる箇所が候補地となっている。候補地の中心部には、山頂に続く山道（階段＋斜路）が整備されており、それに沿う形で溝が掘られている。

現在、この溝に流水などは見られないが、近隣に2つの池があることから、以前は地下水などの伏流水の流水跡の可能性もあることから、施設整備の実施の際には、地下水などの状況を十分に調査する必要がある。また、2つの池には、鯉が生息していたとの情報があるが、現在はブラックバスが生息していることから、鯉・鮒などの現存の可能性は低いと考える。また、池の周辺にはマムシが生息しているとの情報があった。

計画地の周りは高木を中心とした自然景観が形成されている。アカマツなどが群生しているが、特筆すべき植物はないことを聞き取りにより確認した。

なお、計画に際しては、造成等の開発行為による周辺の自然環境への影響を極力抑えるとともに、貴重な自然を有効に活用した施設整備（配置、規模、形状など）が必要である。

図表 2.41 敷地条件解析図



2-6 上位・関連計画

1) 教育基本法（平成 18 年 12 月 22 日 法律第 120 号）

第 1 章 教育の目的及び理念

（生涯学習の理念）

第 3 条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（社会教育）

第 12 条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2) 第 2 期教育振興基本計画（平成 25～29 年度）（平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定）

基本的方向性 1 社会を生き抜く力の養成

成果目標 1 「生きる力」の確実な養成

基本施策② 豊かな心の育成

基本施策③ 健やかな体の育成

主な取組 （2－5， 3－5）学校における体験活動及び読書活動の充実

生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動の充実に、関係府省が連携して取り組む。また、豊かな情操等を育む読書に子どもたちが親しむよう、全校一斉の読書活動など子どもの読書活動を推進する。

成果目標 3 生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得

基本施策⑩ 現代的・社会的課題に対応した学習等の推進

主な取組 （11－2）様々な体験活動及び読書活動の推進

学校や青少年教育施設等において、関係行政機関や民間団体等とも連携

し、自然体験やボランティア活動を含めた社会体験、国際交流体験など、特に青少年を対象とした様々な体験活動を推進する。

また、「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」等に基づいた、全校一斉の読書活動や公立図書館と学校の連携の推進、子どもの読書活動の重要性などに関する普及啓発等を通じた子どもの読書活動を推進する。

3) 栃木県教育振興基本計画2020～教育ビジョンとちぎ～

基本理念	とちぎから世界を見つめ 地域とつながり 未来に向かって ともに歩み続ける人間を育てます		
基本目標	1 学びの基盤をつくる	2 志を立て未来をつくる	3 育ちあえる絆をつくる
基本施策	①確かな学びを育む教育の充実 ②豊かな心を育む教育の充実 (2)体験活動の充実 (4)自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実 ③健やかな体を育む教育の充実 ④特別支援教育の充実 ⑤幼児教育の充実	⑥自分の生き方を考える教育の充実 ⑦地域についての理解を深める教育の充実 ⑧伝統や文化に関する教育の充実 ⑨グローバル化に対応した教育の充実 ⑩社会に参画する力を育む教育の充実	⑪人権尊重の精神を育む教育の充実 ⑫県民一人一人の生涯学習への支援 ⑬学校・家庭・地域の連携による教育の充実 ⑭地域全体で支える家庭教育への支援 ⑮スポーツを通じた教育の充実
基本施策推進のための教育環境づくり	①教員の資質・能力の向上 ②学校の指導体制の整備 ③社会の変化に対応した特色ある学校づくり ④学校施設・設備の整備と学校の安全管理 ⑤ <u>青少年教育施設とスポーツ施設の整備</u> 【施策の方向】 青少年教育施設は、未来の社会を担う青少年に、人間的な成長に不可欠な経験をさせるため、 <u>体験活動の機会を提供していくとともに、県民に多様な学習機会を提供</u> しています。青少年の生きる力を育む上で体験活動の重要性が高まる中、 <u>既存施設の更なる利用促進や新たな青少年教育施設の整備</u> を進めていきます。 【主な取組】 (1) 青少年教育施設の整備 ・ <u>新たな青少年教育施設</u> については、 <u>多様な県民の利用を想定し、様々な活動プログラムに対応</u> できるよう、整備を進めます。 ・既存の施設については、安全・安心の確保を最優先し、計画的な改修工事の実施に努めます。		

4) 栃木県重点戦略 「とちぎ元気発信プラン」(2016～2020)

【とちぎの将来像】

人も地域も真に輝く 魅力あふれる元気な“とちぎ”

○次代を拓き、地域を支える人を創る「とちぎ」

【重点戦略】

- 1 次代を拓く人づくり戦略

【プロジェクト】

- 1 未来を創る「とちぎ人^{じん}」育成プロジェクト

目標：確かな学力、豊かな心、健やかな体をもち、未来に向かって、たくましく生きる子どもたちをはぐくみます。

【重点的取組】

豊かな心と健やかな体の育成

豊かな人間関係の構築と健康な生活を送るための健全な心身の育成に取り組みます。

○新たな青少年教育施設の整備推進

5) 栃木県生涯学習推進計画五期計画 とちぎ輝き「あい」育みプラン

【基本目標】

ともに学び ともに“とちぎ”の未来をひらく人づくり

【生涯学習推進の3つの視点】

- 1 自立につながる生涯学習
- 2 協働を進める生涯学習
- 3 愛着や誇りを育む生涯学習

【生涯学習推進における重点施策】

- 1 生涯学習の基盤づくり

(5) 生涯学習関連施設の充実

○ 青少年教育施設の充実

栃木県には4つの青少年教育施設（太平少年自然の家、芳賀青年の家、なす高原自然の家、とちぎ海浜自然の家）があり、学校や社会教育関係団体が集団宿泊活動を行うなど、青少年の生きる力を育む上で重要な役割を果たしています。自然体験や生活体験等をはじめとした子どもたちの体験の不足が指摘される中で、各施設の特徴を生かした学習プログラムの提供に努めていきます。

また、多様な県民の利用を想定して様々な学習や活動に対応できる、新たな青少年教育施設の整備を進めます。

6) 今後の青少年の体験活動の推進について(答申) (平成 25 年 1 月 21 日 中央教育審議会)

平成 20 年 4 月 18 日 文部科学大臣から諮問「新しい時代に求められる青少年教育の在り方について」

平成 25 年 1 月 21 日 中央教育審議会から答申

青少年の体験活動の意義や効果を整理するとともに、現在の課題や今後の推進方策について提言するもの

3. 青少年の体験活動を推進するための取組について

(3) 青少年教育施設の役割・取組について

(青少年教育施設の現状)

青少年教育施設は、現在、全国に国立は 28、公立は 443 あり、青少年の体験活動の機会と場を提供する中心的な役割を担っているが、近年その数が減少してきている。また、青少年教育施設では、職員の指導による自然体験活動だけでなく、集団で食事や入浴をするなど協調性を養ったり、規則正しい生活体験の機会を提供する場でもあり、青少年の成長に大きな影響を与えている。

(新たな管理運営の在り方)

公立青少年教育施設では、効率的な管理運営の観点から指定管理者制度の導入が進んでいるが、民間の力を活用した創意工夫ある運営や、効率的な運営に資する等の利点がある一方で、優秀な人材の継続的な確保をはじめとする安定的な運営の面、そして何よりも安全面で問題が生じているとの意見もあった。公立青少年教育施設が、学校や各種団体と連携し、地域の体験活動の拠点として、より一層活用されるように、これまでの制度や運用のメリット・デメリットを検証しながら、行政としても多面的に支援する必要がある。

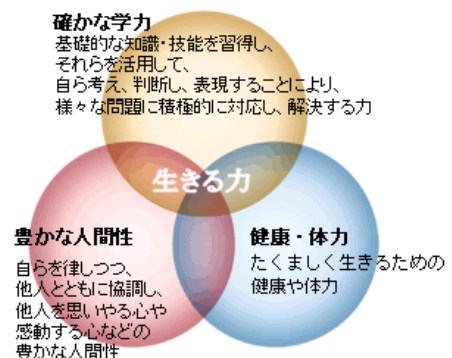
7) 学習指導要領 平成 20 年 3 月 小・中学校学習指導要領及び幼稚園教育要領改訂 平成 21 年 3 月 高等学校・特別支援学校学習指導要領改訂

【今回の改訂の基本的考え方】

- 教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成
- 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視、授業時数を増加
- 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健康やかな体を育成

【教育内容の主な改善事項】

- 体験活動の充実
発達の段階に応じ、集団宿泊活動、自然体験活動、職場体験活動などを推進 (特別活動等)



8) 子供・若者育成支援推進大綱（平成28年2月9日 子ども・若者育成支援推進本部決定）

第3 基本的な施策

1 全ての子供・若者の健やかな育成

(1) 自己形成のための支援 ①日常生活能力の修得

（体験活動の推進）

豊かな人間性、社会性を育むとともに、子供の意欲とチャレンジ精神を引き出し、「生きる力」を育むため、子供の発達段階や子供の置かれた状況に応じた自然体験、社会体験、生活体験、芸術・伝統文化体験の場を創出するとともに、社会的気運を醸成することにより体験活動を積極的に推進する。

(4) 社会形成への参画支援

（ボランティアなど社会参加活動の推進）

ボランティア活動を通じて市民性・社会性を獲得し、地域社会へ参画することを支援する。

2 困難を有する子供・若者やその家族の支援

(2) 困難な状況ごとの取組 ④子供の貧困問題への対応

（教育の支援）〈抄〉

青少年教育施設における規則正しい生活習慣や自立する力を身に付けるための体験活動の充実に取り組む。

3 子供・若者の成長のための社会環境の整備

(1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築 ③地域全体で子供を育む環境づくり

（中高生の放課後等の活動の支援）

地域における中学生・高校生の活動拠点の一つである児童館の積極的な活用等により、遊戯やレクリエーションを含む、様々な体験・交流活動のための十分な期間を提供する。

また、中学生や高校生を対象に、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力を得て、放課後や土曜日等学校・家庭・地域が連携・協働して教育に取り組む様々な仕組みづくりを推進し、学校と地域が一体となった取組を支援する。

（地域で展開される多様な活動の推進）

子供・若者の社会性、豊かな人間性、たくましさ等を育てるため、地域等で展開される環境学習、ESD（持続可能な開発のための教育）の視点を踏まえた活動、自然体験、集団宿泊体験、奉仕活動、スポーツ活動、芸術・文化体験、ダンス等の創作的活動といった様々な体験活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動の機会の提供を推進する。

また、農山漁村に滞在し、農林漁業体験等を行う活動や体験活動を支援する人材の育成等を推進する。

(体験・交流活動等の場の整備)

子供・若者が、自然体験や集団宿泊体験等の体験活動を行える青少年教育施設、都市公園等の整備や地域密着型スポーツクラブの育成・充実を推進するとともに、自然公園、河川や海岸などの水辺空間、森林を保全・整備する。また、道路、路外駐車場、公園、官庁施設、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、公園遊具の安全点検等を通じ、子供が安全に遊べる環境を整備する。

(3) 子供・若者を取り巻く有害環境への対応

(ネット依存への対応)

ネット依存の傾向が見られる青少年に対しては、青少年教育施設等を活用した自然体験や宿泊体験プログラムなどの取組を推進する。